

眞土村騒動 しんど

秋野 成道

事件

明治十一年十月二十六日の深夜のことである。蓑姿の百姓たちが諏訪神社に集結した。雨は小降りになつたかとおもうと、時々横殴りに降つた。頭目とおぼしき男が表門から入る二十名の者を抜刀組、放火組、破壊組、見張り組の順に整列させた。裏門を見張る六名がその後ろに整列した。

表門の放火組と裏門の見張り組は、それぞれ松の木をくり抜いて作った木筒一挺を、菰ももに包んで雨を防いでいた。抜刀組は松明の灯が目立たぬように菰で隠していた。薄明かりが雨に濡れた地面に、男たちの影をぼんやりと映し出していた。

全員が揃つたことを確認すると、頭目の冠弥右衛門は頬被りしていた手拭いをとって振り下した。それを合図に見張り組を先頭に、男たちは六町先の名主屋敷

に向かった。

名主松木長右衛門の屋敷は一町二反、三千六百坪である。中央に母屋があり、土蔵、物置、文書蔵や下人小屋など十二棟が建ち並び、屋敷を囲む土壁には幅四尺の堀が巡らされている。屋敷の中にはどこにも灯りが付いていなかった。

雨で足音が消された。弥右衛門の指示で二人の男が土塀に梯子をかけて中に忍び込んだ。しばらくすると門が音を立てぬように開かれた。放火組が菰を払いのけて木筒を中に入れた。弥右衛門が手拭いを振り下すと、母屋に向けて木筒が火を噴いた。これを合図に裏門の木筒も轟音を發した。

この音に驚いて門番が小屋から飛び出してきた。抜刀組の伊東元良が小刀でこの男の胸を刺すと、「ギヤー」

と猫が踏み潰されたような声をあげて倒れた。もがきながらもさらに大声を出そうとするので、元良は門番の口を押さえて小刀をもう一度胸に刺した。

見張り組を表に残して、屋敷の間取りに詳しい大工の伊藤音五郎を先頭に、全員が屋敷内に侵入した。男たちは母屋を目指して走った。雨戸を槌で打ち壊し真っ暗な室内に侵入した。抜刀組の先陣が松明を持って

名主の寢室とおぼしき方向を目指して走った。

放火組は土間の藁束に油をまいて火を付けた。破戒組は藁束から松明に火を移し、屋敷内の建物にそれぞれ別れて走った。槌で建物の出入口を破戒して、障子や襖に火をつけた。馬小屋では馬を放つて飼葉に火をつけた。馬は燃え盛る建物に驚いて、めくらめつぼうに走り出した。

目指すは長右衛門一人であった。だが暗闇で誰が長右衛門かわからない。先頭を走った伊藤佐次兵衛は人と見れば切り捨てて進んだ。その時、一人の男が寢室らしき座敷から雨戸を蹴破つて外に逃げ出した。伊藤音五郎が気付いて追った。男に追い付き背中に切り付けた。しかし傷は浅かったと見え、男は裸足で堀に向かつて走り続けた。土塀から掘割を飛び越えようとした時である。男は瓦から滑つて掘割の中にもんどりうって落ちた。音五郎も掘割に飛び込んだ。そして暴れる男の喉元を目掛けてとどめを刺した。

屋敷内ではもう手向かう者はなかった。全員がいったん母屋に集まり、どれが長右衛門か首実験をした。松明で一人一人を調べたが、どれも長右衛門ではなかった。

「他に切った者はねえか」

と弥右衛門が尋ねると、

「掘割で一人切った」

と音五郎が答えた。

全員で掘割に向かった。堀にうつぶせになって倒れている男の顔の泥を拭いた。松明で照らすと、長右衛門であった。

朝方になると、応援の村人が鎌やスキを持って屋敷に集まって来た。

長右衛門の他に殺された者は、悴の松木良輔と同人妻ちせ、松木素三郎、宇野や満、僕政吉、番人権六であったことが後日判明した。その他傷を負った者四名であった。

二十六名の討入勢と駆け付けた村人は、そぼ降る雨の中を肅々と帰宅した。

その日のうちに警官・手下三〇〇人が動員されて、全村の捜査が行われた。逃亡する者は一人もいなかった。

翌二十七日、小田原・藤沢両警察署による取り調べが開始され、冠ら三十一名が横浜に送られた。村人は土下座をして彼らを送った。護送の途中の村々でも噂

を聞いた多くの人が、沿道に見送りに出た。

明治十三年五月二十日、下手人の冠弥右衛門、伊藤佐次兵衛、伊東元良、伊藤音五郎の四人に死罪、福田小左衛門、石川儀左衛門、伊藤兵左衛門、冠伝次郎、新倉嘉兵衛、佐藤安五郎、冠峯松の七人に懲役八年三一七日、伊東左衛門、伊藤佐五左衛門、伊東平兵衛、伊藤藤吉、伊藤岩次郎、伊藤権兵衛、伊藤治良左衛門、伊藤富五郎、伊藤兼吉、小野田勘右衛門、山本乙右衛門、吉野弁蔵、三上長次郎、井上所左衛門の十四人に懲役三年の判決が言い渡された。

これが神奈川県大住郡真土村、現平塚市真土で起こった、真土事件または松木騒動といわれる事件である。殺された松木長右衛門は数え年三十三であった。

事件の顛末

真土村の百姓たちが松木長右衛門を殺害するに至った顛末はこうである。

真土村の百姓六十四名は、貧窮のために名主松木長右衛門に田畑を質入れしていた。明治になって名主は戸長と改名された。松木は真土村の戸長であったが、

皆は松木を名主と呼んでいた。

真土村は、かつては鮎川と呼ばれた相模川と、金目川の支流の渋田川の間に位置した。金目川はたびたび氾濫し、稲の実らぬ年があった。小規模な飢饉もたびたび起こっていた。それがために百姓たちは、田畑を名主の松木に質入して金を借りざるを得なかった。

質入は江戸の中期から後期にかけて、各地で頻繁に行われていた。質入の期間は十年または二十年であった。質入期間内に金を返さなければ、土地は貸主のものとなるが、江戸時代の慣行で質地は質入人の同意がなければ所有権は移転しないことになっていた。しかも真土村では、質地はいつでも買い戻すことができる。「地所無期限質入」という慣習があった。

新政府は、高額地租の確保と旧貢租水準の維持を目的に地租改正を進めた。明治六年から地租改正が着手されるのだが、それに先だって明治五年に「壬申地券」が発行された。この年が干支の壬申みずのえさるにあたることからそう呼ばれた。

明治になると土地売買が解禁された。「壬申地券」の発行は「地券渡方規則」に基づき、「地券ハ地主タルノ確証」とし、土地の売買、譲渡のたびに地券を発

行する旨を定めた。この地券は所有者を明らかにすることに主眼が置かれていたため、券面には面積、私有者名が記されているのみで、地租額の表示はなかった。新政府の土地制度の本来の目的は、地価賦税、つまり土地に課税をして税収を増やすことであつたのだが、「壬申地券」ではこの点が反映されていなかった。また、地価を決める基準も曖昧であつたため、翌六年の七月には、同年に成立した地租改正条例に基づき「改正地券」が発行された。

事件は「壬申地券」の発行にたんを發した。先に述べたように「壬申地券」の目的は土地所有者を明らかにすることであつた。地券の発行にあつて、質入人の同意を得ることなく、質取主の松木は質地を自分の土地として届け出た。新政府は旧来の慣行を無視して、質地所有者を質取主と決定していた。明治政府の規定を後ろ盾に、松木は質地を自らの土地としたのであつた。

これを知つた冠ら百姓は、松木に何度も談判をした。その結果、村役人立ち合いのもと、借金を返済すればいつでも質地を買い戻せることを再確認するに至つた。

ところがその後の「改正地券」の発行にあつても、松木は戸長の役職を利用して言葉巧みに百姓らから印鑑を預かり、質地を全て自己の名義にしたのであつた。松木の土地は十町歩（三千坪強）程であつたが、この地券発行で三十町歩（九千坪）が松木の土地となつた。

これを知つた百姓たちは、何度も松木に談判したが松木は応ずることがなかつた。

明治九年七月、土地測量に来た地租改正掛に百姓たちは実情を訴え、助言を得て八月、代言人に塩谷俊雄をたてて小田原警察署に訴えた。十月には県警保課で取り調べが行われ、

四隣村吏へ實際ノ事由ヲ推問スルニ、村民ノ申

条方正ニシテ、全ク長右衛門奸謀ナルヲ保証ス

と判断され、松木は戸長・村用掛を免職された。

十一月十五日、冠ら百姓は横浜裁判所に正式に訴えた。翌十年四月十六日、取り調べの結果、百姓側が勝訴した。

しかし、これを不服とする松木は明治十一年六月、東京上等裁判所に控訴した。この裁判では流質売買書などを提出し、これが明治政府の方針と合致することから松木が逆転勝訴したのであつた。

百姓たちには上告するための金はどこにもなかった。松木に示談を持ちかけたが応じられず、逆に追い打ちをかけるように、松木は三年間の小作延滞と訴訟入費の訴えを小田原裁判所に起こした。これも松木の訴えが支持され、二千四百円余を百姓らが即座に支払うべきことが決定された。

これを知った近隣の戸長たちはあまりにむごいことなので、松木宅に推参して累々説諭したが、松木は、「訴訟の費用は多少負けてもよいが、地所を受戻すことなどとんでもねえ」

と突っぱねた。百姓らも再度示談を求めたが相手にされることはなかった。

窮地の策として十月二十二日、三名の総代が東京の司法省に駆け込み訴えを行った。しかし筋違いなるを以って門前払いとなった。ここに至って万策尽きたのであった。

同月二十四日、総代が帰村し百姓たちは諏訪神社に集まり方策を練った。しかし、どう話し合っても良い策は出なかった。

伊藤佐次兵衛が、

「このまま土地をとられたら、ご先祖様に言訳がたた

ねえぞ」

と言うと、一同は頷いた。

新倉嘉兵衛は、

「土地が松木のものになったら子供らに残すものは何もねえぞ、そうだべ」

と言った。全員が、

「そうだ」

と応えた。

「松木はもともと他所もんだ。口達者で金のためなら何でもする男だ。このまま泣き寝入りでいかんべかう」

と佐藤安五郎が言った。

全員が、

「黙つてられね」

と応えた。

松木長右衛門の祖先は甲州武田に仕えていたが、武田の滅亡で真土村に流れてきた。長右衛門は百姓たちと比べて学問があり利に長けていたので、ここで名主となったのであった。

皆は冠を見つめた。冠はこの時三十四歳であった。

明治になって五人組は廃されたが、自然発生的に互助組織ができていた。冠の実直で粘り強い性格からこの

訴訟の代表に押されていた。

しばらくして冠は、

「やむをえね」

とつぶやいた。後日の裁判所の取り調べに冠の言質が次のように記録されている。

同志六十四名死ヲ決シ、法犯ナレドモ松木一家

ヲ滅亡ノ外ナシト協議一致シテ徒党ヲナシタ

のであつた。

六十四名全員が討入に志願したが、老人や事の後に家を継ぐ者がいない百姓家を除外し、二十六名に絞つた。伊藤音五郎のように百姓ではないが、義侠心からこの焼き討ちに加わつた者もいた。

討入組に漏れた百姓たちは、手分けして気付かれぬように松木邸の偵察をした。

十月二十五日、松木は昼はどこかに出かけていたが、夕方になると戻つて来た。その後出かける様子はなかった。

十月二十六日、朝から雨だった。昼から雨がひどくなった。松木家では誰も出かける気配はなさそうだった。偵察組は冠にそのことを伝えた。取り決め通り伝令組により、

今夜亥ノ刻四ツ半ニ諏訪神社ニ終結スヘキ

ことが討入組に伝達された。討入については既に述べた。判決を受けた者たちは、

素ヨリ死ヲ決シタル身ナレバ一人モ不服ナク服

役ニ就キ居タリ

と全員が服役したのであつた。

助命

「惰農を懲し良農を奨ましめる」のが明治政府の方針であつた。新政府の厳しい農民政策に対して、真土事件が起きた頃、一揆が相次いで起こつていた。明治八年に地租改正に反対する打ち壊しが伊勢や茨城県真壁で起こつたのを皮切りに、明治九年には愛知県春日井郡・長野県伊那郡・福井県越前七郡・新潟県蒲原郡などで地租改正反対一揆が起こつていた。

地租改正に対してだけでなく、明治六年一月に制定された徴兵制度に対し、各地で徴兵令反対の竹槍・むしな箆旗の暴動が起こつていた。

また薩摩では西郷を中心に不平武士が不穏な動きをしていた。政府はこれら不平武士と百姓一揆が結合するのを恐れて、明治十年一月、地租率を三%から

二・五％に引き下げた。しかし、各地の一揆は鎮まる様相はなかった。そんな時期に真土事件が起きたのであった。

事件後一カ月も経ない十一月二十一日、大住郡・洵綾郡・愛甲郡一六八ヶ村の戸長・村惣代など、千八百人の助命嘆願書が神奈川県令に提出された。その内容は次のようなものであった。

一人ノ私怨ニアラスシテ一村一郷ノ公怨ナリ。
一人ノ利害ニ関係スルニアラスシテ一村一郷ノ利害ニ関係スル者ナリ。今真土村民ノ松木長右衛門ニ於ケルモ実ニ之レニ類スル者ノ如シ。
それゆえに「御憫愍ノ御沙汰」を嘆願したのであった。

事件当時の神奈川県令は野村靖である。県令とは現在の知事にあたる。知事の名称は何度か変更があったが、県令の名称になっての初代神奈川県令は陸奥宗光である。県令三代目の中島信行から野村が県令を引き継いだのは明治九年三月であった。

野村は長州の下級武士の次男として生れた。妹すみ子は伊藤博文の最初の妻である。伊藤との縁で、岩倉使節団の一員として渡欧することができた。帰国後も

伊藤の引き立てで要職に就くことができた。

真土事件は県内の村民の嘆願だけでなく、新聞も大きく伝えていた。また、この事件は次のような流行り唄まで生んだ。

こんどサーエー、所は相模の真土村で、音に聞こえし松木というは、人の田畑にわが名をつけて、これも私のと御上へ知らせ、情け心はずこしもなくて、やるが嫌いでとるが好きよ、それにつけても今度の出入り、人の怨みにその身の末を、すこしや思えよねじくれ松よ、ヤンレー

世論は真土村の百姓に同情的であった。野村はこの件を放置して置くと、後々自分の責に帰するかも知れないと思った。世論に押されるかたちで、十二月九日には右大臣岩倉具視に、同月二十六日には内務卿伊藤博文と太政大臣三条実美に宛て、事件の経緯と多くの嘆願がなされていることを報告した。

明治十三年五月二十日に判決が下された。先に触れたように、冠弥右衛門、伊藤佐次兵衛、伊東元良、伊藤音五郎の四人に死罪が言い渡された。

判決以後、嘆願の動きは衰えるどころかその勢いは増すばかりであった。

同月、藤沢常光寺、真土東光寺が中心となって、光明寺、建長寺、円覚寺、遊行寺、地獄寺などの住職の歎願がなされた。近隣では一万五千人の減刑の署名が集められた。

県令野村はこうした助命嘆願が不穏な動になることを恐れた。同月二十五日、野村は岩倉に減刑の嘆願書を提出した。

こうした世論の動きを受け、翌月六月一日、横浜裁判所は、

ヒトエニ長右衛門ノ好計ニ陥シ入レラレタル者
ト認メ、一意此苦患ヲ救ワント欲スルニ出テ、
全ク一己ノ私怨ヲ逞フシ又ハ賊心等ヨリ生シタル者ト其旨趣ヲ異ニシ、事情憫諒スヘキモノ
アルニ付、特典ヲ以テ本罪ヨリ一等ヲ減ス
と、冠らの死罪を無期に減刑したのであった。

明治十四年二月八日、冠弥右衛門は養親を理由に放免された。新倉嘉兵衛は家族困窮のため仮出獄が許された。石川儀左衛門・佐藤安五郎は病身のため放免された。

明治二十年二月、無期懲役の伊藤音五郎・伊藤佐次兵衛が仮出獄した。

明治二十二年、憲法発布に伴う恩赦で残る全員が放免され帰村した。

贖罪

冠弥右衛門は釈放後、村に帰りこれまで通り百姓仕事を続けた。しかし、罪の呵責と浮かばれぬ松木長右衛門とその家族の靈に悩んでいた。

二年が経過した。妻にこれまでの苦悩を話した。そして松木の鎮魂と己の贖罪のために出家したいと話した。

「よかんべ。そうしなされ。長男も十六になりました。家のことは私と二人で何とかかりますわ」と言ってくれた。

明治十六年三月、弥右衛門は浄土宗大本山鎌倉光明寺で出家した。光明寺は真土村の百姓の助命に嘆願をした寺の一つである。弥右衛門は千手院の預かりとなり、ここで修行を始めた。千住院の住職は定賢和尚であった。寺小屋を開き近隣の子供たちに読み書きも教えていた。弥右衛門はここで浄土教の教えを学んだ。『無量寿経』『観無量寿経』を書写し、毎朝『阿弥陀経』を誦すことを日課とした。

こうした日々を過ごすうちに、己の心は和らぐものの、手を下した松木らの霊に対しては何もなしていないことで煩悶していた。ある時、定賢和尚とこんなやり取りをした。

「松木は確かに欲深い男でございました。しかし、その男を手を掛けた私は大悪人でございます。どのようなしたら、手にかけて松木とわしら百姓が救われるのか皆目わからないのでございます」

「阿弥陀様に帰依することじゃ。阿弥陀様はどんな者をも救つてくださり、極楽往生を叶えて下さる」

「私のような大悪人でも往生できるのでございませうか。犯した罪はどうなるのでございませうか」

『無量寿経』では三輩往生といい、『観無量寿経』では九品の行といい、上下貴賤、高才愚鈍、持戒破戒、男女、老少、在家出家に関わらず、どのような者でも極楽往生は叶うと説かれておる。

迷わず深く信じなさい。『南無阿弥陀仏』とは、『阿弥陀仏、我らを助け給え』ということじゃ。弥陀の誓いを少しも疑う心なく、念仏を称えなさい。自他ともに必ず往生を得られることを、一念も疑つてはなりませんぞ。そして、浄土に生れ終わって、再び生死界に戻って全ての衆生を教化し、共に浄土に向かわしめん

とするのがわしら僧侶の勤めじゃ」

こう説かれて、冠は贖罪の諸国行脚を決心した。

始めに、死者の霊が宿るとされる相模大山に詣でた。廃仏毀釈で大山寺は破戒されまだ再建されていなかったが、山頂を目指して死者の霊を慰撫した。

その後は、浄土宗の寺々を巡り京の知恩院を最後にして四年後に帰村した。そして明治二十一年十二月五日往生した。享年四十四であった。

終章

真土村の百姓たちが釈放された後、海老塚四郎兵衛という豪農が松木家と百姓らの中に入り和解を進めた。

その結果、長右衛門が請求した三年間の小作延滞と訴訟入費二千四百円余は免除となった。そして松木が登記した土地はいったん海老塚が買取り、これを百姓らに売り渡した。百姓達は小田原駅四十四国立銀行から借金をして土地を取り戻した。

その後何度かの戦争が起こり、子孫の代になった。

昭和二十年の敗戦後には、この事件のことはほぼ忘れ去られていた。しかし、松木家に対する侮蔑は、理由はわからぬまま村に存続し続けていた。

松木家以外にも、後ろめたい思いをする住人がいた。冠の子孫や伊藤の子孫である。自分達の先祖は釈放されたとはいえ、何人もの人を殺めたのはまぎれもない事実である。戦後、真土事件の処置は間違っていたと考えられるようになった。心情としては理解できるものの、犯罪者は罰せられるべきであった。明治政府の世論に迎合した、場当たり的な対応を批判する論調が大勢を占めるようになっていた。加害者の子孫も、人殺しを祖先に持つ後ろめたさは拭うことができなかった。この罪に何とか区切りをつけたい、そう思っていた。

昭和四十一年、松木長右衛門の子孫と冠ら百姓の子孫数十名とが協議して、合同で「怨親を超えた人々の碑」を真土町に建立した。碑文は次のような内容である。

明治十一年十月二十六日 大住郡新土村（原文のママ）に起きた事件は 新生日本の 伸びゆく過程に

生じた大きな悲劇であった この事件以来すでに九十年にちかい年月が流れ去った 茲に有志相ばかり 事件に関連をもつ諸霊のため供養を行い 思怨双忘の碑を建て 久遠の平和を祈ったのである

昭和四十一年十月二十六日

事件後八十九年の歳月を経た同月同日、この騒動は終焉を迎えたのであった。

*参考

『平塚市史第5巻 資料編近代（1）』（昭和六十二年）
『明治初年農民騒擾録』（昭和二十八年、勁草書房刊）